

飯島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	9,268	6,840,634	156,423	1,098,880	16.1	16.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

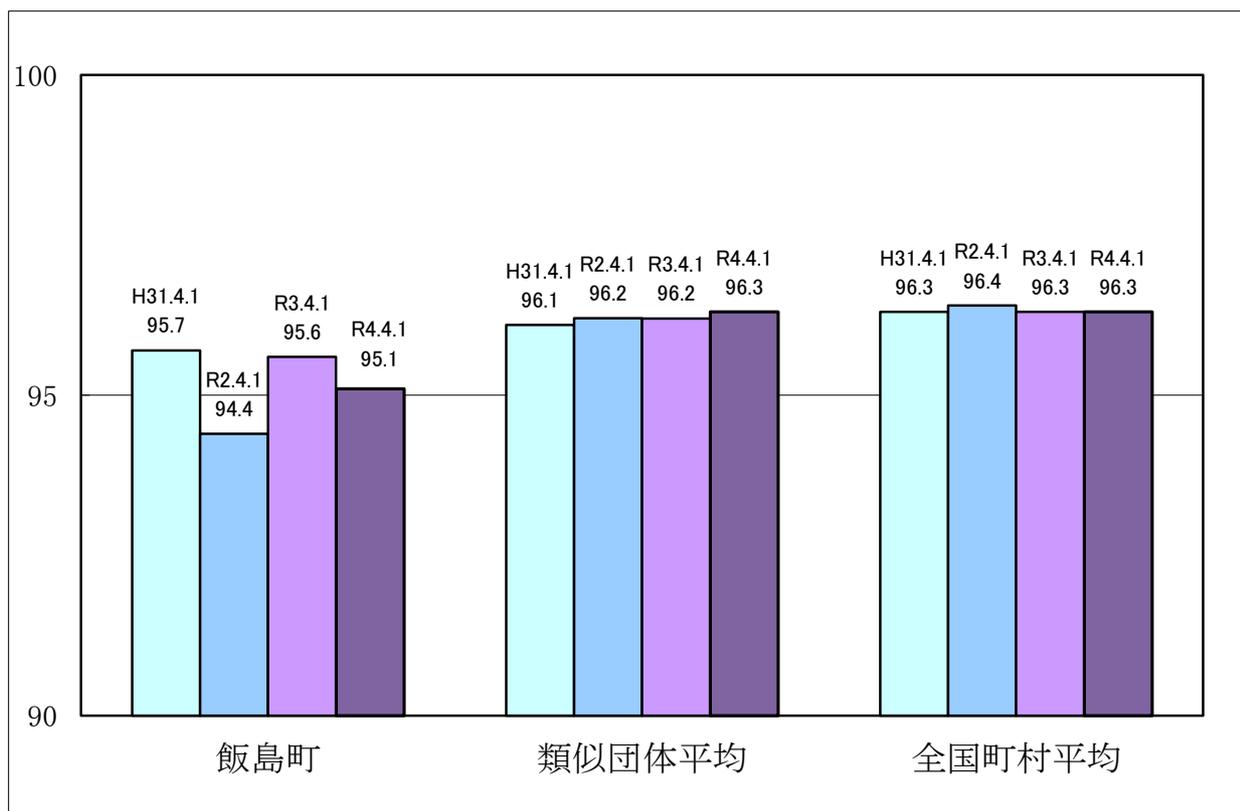
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	106	332,609	44,709	130,914	508,232	4,795	5,538

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
給料表引下げによる激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯島町	40.9 歳	303,231 円	337,205 円	326,260 円
長野県	45.1 歳	330,600 円	391,555 円	364,415 円
国	42.7 歳	323,711 円	405,049 円	— 円
類似団体	40.8 歳	299,130 円	348,372 円	323,527 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区分		飯島町	長野県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	195,800 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	162,300 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和4年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,200 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	353,850 円	371,100 円

※空欄は記載要領による4人以上の当該職員が不在のため。

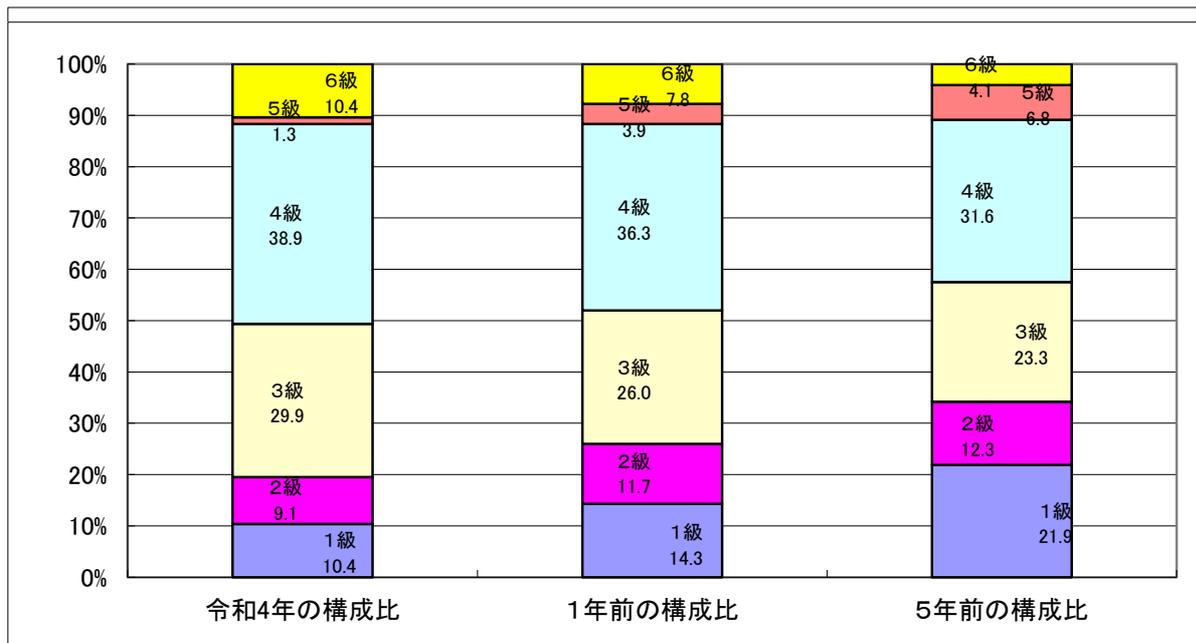
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	8人	10.4%	146,100円	247,600円
2 級	主任	7人	9.1%	195,500円	304,200円
3 級	主査	23人	29.9%	231,500円	350,000円
4 級	課長補佐 係長 室長 担当幹 専門幹 調整幹 園長	30人	38.9%	264,200円	381,000円
5 級	課長	1人	1.3%	289,700円	393,000円
6 級	課長	8人	10.4%	319,200円	410,200円

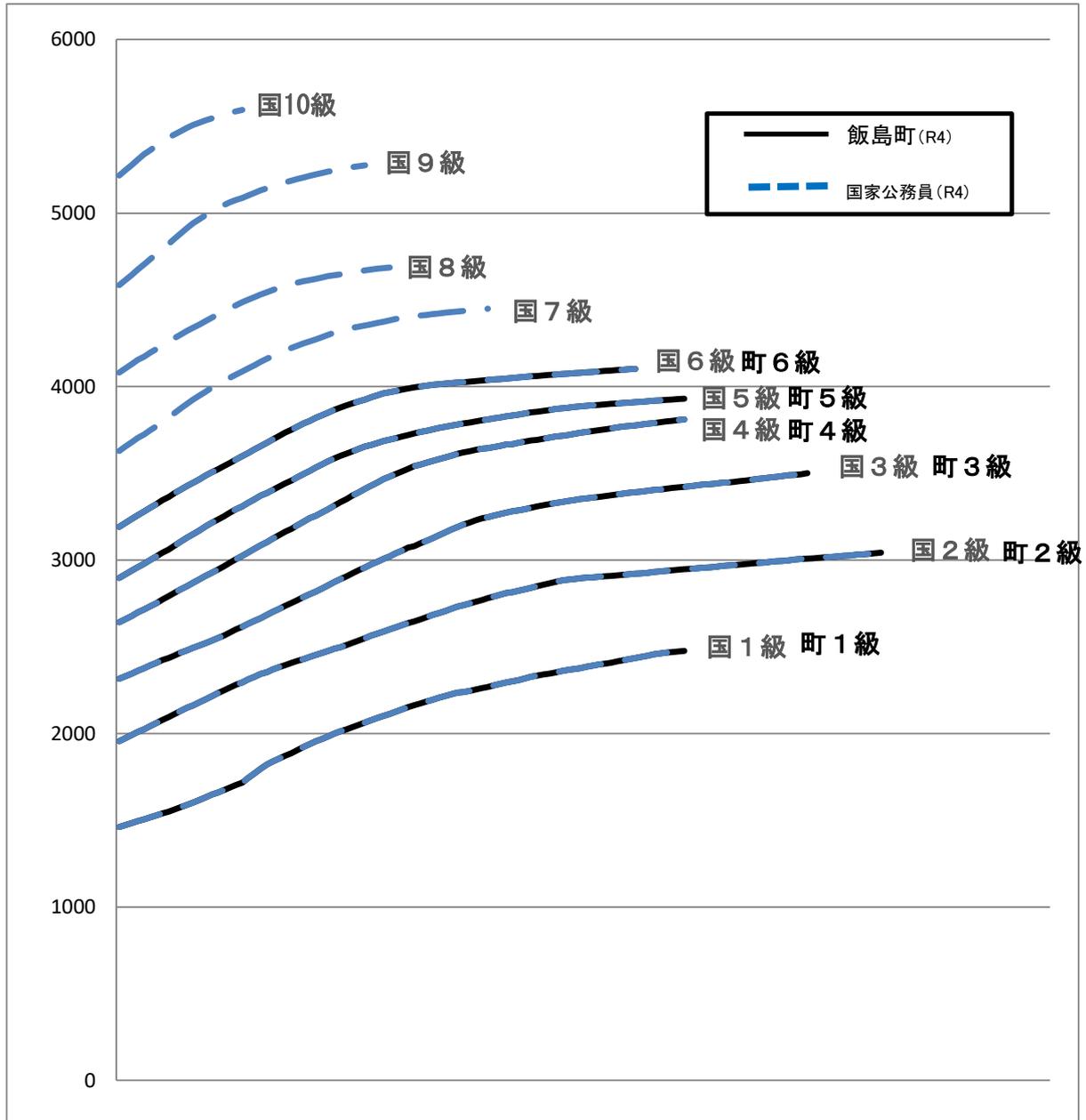
(注)1 飯島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(飯島町)

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯 島 町	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,463 千円	1人当たり平均支給額 (3年度) 1,644 千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

飯 島 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
	定年前早期退職特例措置 2~45%			定年前早期退職特例措置 2~45%	
(退職時特別昇給)					
1人当たり平均支給額		487 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和4年4月1日現在) : 支給なし

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)		16 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)		3,200 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)		4.72 %
手当の種類(手当数)		
手当の名称	主な支給対象職員・業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員	作業1日につき500円
特殊業務手当	行旅人及び行旅死亡人法第7条に規定する作業に従事した職員	その1日につき800円
犬猫等死体処理手当	犬猫等の死体処理に従事した職員	処理作業1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	21,245 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	221 千円
支給実績（2年度決算）	11,911 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	125 千円

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者・子及び父母	同		7,396 千円	231,125 円
住居手当	借家・借間及び自宅	同		3,514 千円	234,267 円
通勤手当	片道2km以上	異	距離区分	2,405 千円	35,896 円
管理職手当	管理職（課長）	同		5,058 千円	505,800 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	689,400 円 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 264,000 円
	副 町 長	584,200 円 () 円	676,000 円 / 360,000 円
	教 育 長	509,500 円 () 円	円 / 円
報 酬	議 長	288,200 円 () 円	355,000 円 / 199,000 円
	副 議 長	220,500 円 () 円	316,000 円 / 168,000 円
	議 員	198,000 円 () 円	301,000 円 / 150,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(3年度支給割合) 3.35 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(3年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長 備 考	給料月額 × 在職月数 × 42.5/100 給料月額 × 在職月数 × 25.4/100	14,063,760 円 任期ごと 7,122,566 円 任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

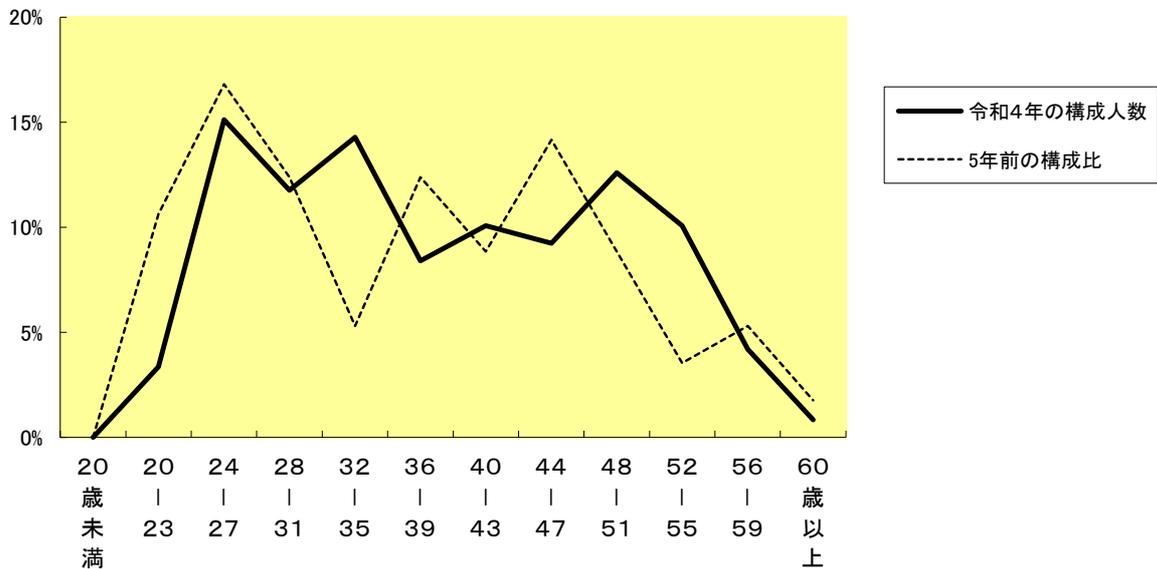
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	30	29	1	
		税務	6	7	-1	
		民生	28	28	0	
		衛生	8	8	0	
農林水産		9	9	0		
商工		5	3	2		
土木	8	8	0			
	計	96	94	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.58 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 112.81 人)	
	教育部門	10	11	-1		
	小 計	106	105	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 134.6 人)	
公営企業会計等部	水道	3	4	-1		
	下水道	2	2	0		
	その他	8	8	0		
	小 計	13	14	-1		
合 計		119	119	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.40 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳) 23歳)	24歳) 27歳)	28歳) 31歳)	32歳) 35歳)	36歳) 39歳)	40歳) 43歳)	44歳) 47歳)	48歳) 51歳)	52歳) 55歳)	56歳) 59歳)	60歳) 以上	計
職員数	0人	4人	18人	14人	17人	10人	12人	11人	15人	12人	5人	1人	119人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減率(率)	
一般行政	89	93	94	93	94	96	7人	7.9(%)
教育	11	12	11	11	11	10	△1人	△9.1(%)
消防	0	0	0	0	0	0	0人	0.0(%)
普通会計計	100	105	105	104	105	106	6人	6.0(%)
公営企業等会計計	13	14	15	15	14	13	0人	0.0(%)
総合計	113	119	120	119	119	119	6人	5.3(%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数